

社会福祉法人 若 楠
定 款

目 次

第 1 章 総 則	第 1 条～第 4 条
第 2 章 評 議 員	第 5 条～第 9 条
第 3 章 評 議 員 会	第 10 条～第 15 条
第 4 章 役 員 及 び 会 計 監 査 人 並 び に 職 員	第 16 条～第 27 条
第 5 章 理 事 会	第 28 条～第 32 条
第 6 章 資 産 及 び 会 計	第 33 条～第 39 条
第 7 章 解 散	第 40 条～第 43 条
第 8 章 定 款 の 変 更	第 44 条
第 9 章 公 示 の 方 法 そ の 他	第 45 条～第 46 条
附 則	

社会福祉法人若楠 定款

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身共に健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 障害児入所施設の経営
- (ロ) 障害者支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ロ) 相談支援事業（特定、障害児）の経営
- (ハ) 移動支援事業の経営
- (ニ) 障害児通所支援事業の経営
- (ホ) 地域子育て支援拠点事業の経営

(名称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人若楠という。

(経営の原則等)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、子育て世帯を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を佐賀県鳥栖市弥生が丘二丁目 1 3 4 番地 1 に置く。

第 2 章 評 議 員

(評議員の定数)

第 5 条 この法人には、評議員 10 名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 1 名の合計 3 名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、全ての委員が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第 7 条 社会福祉法第 40 条第 4 項及び第 5 項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第 6 項第 1 号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計が評議員総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第 8 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 9 条 評議員に対して、1 人あたりの各年度の総額が 50,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。ただし、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

第 3 章 評議員会

(構成)

第 10 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計算の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が議事録に記名押印する。

第4章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 9名

(2) 監事 2名

- 2 理事のうち、1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、1名を副理事長とする。また、1名を常務理事とする。
- 4 前項の常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。
- 5 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第17条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

第18条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともにこの法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事長を補佐し、理事長の命をうけてこの法人の業務を処理する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎会計年度4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状

況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第21条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は、理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第22条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第23条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は、職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又は、これに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は、職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又は、これに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第24条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で評議員会におい

て別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(責任の免除)

第25条 理事、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(責任限定契約)

第26条 理事（理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。）、監事又は会計監査人（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が任務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、社会福祉法第45条の20第4項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項第2号で定める額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(職員)

第27条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長、他の重要な職員（以下「施設長等」という）は、理事会において選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき、又は、理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第33条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 土地

佐賀県鳥栖市弥生が丘二丁目132番	宅地	591.07㎡
〃 134番1	宅地	5972.28㎡
〃 134番2	宅地	298.84㎡
〃 141番1	宅地	4189.33㎡
〃 141番2	宅地	169.27㎡
〃 141番3	宅地	27.39㎡
〃 142番1	宅地	394.14㎡
〃 142番2	宅地	1.83㎡
〃 146番6	宅地	218.16㎡
		(持分2分の1)
〃 146番8	宅地	996.56㎡
〃 147番	宅地	1046.93㎡
佐賀県鳥栖市山浦町字椿谷 1731番1	田	162㎡
〃 1731番2	田	40㎡
〃 1732番1	宅地	461.00㎡
〃 1732番3	宅地	62.00㎡
〃 1733番	宅地	1143.00㎡

〃	1734番1	宅地	580.00㎡
〃	1734番2	原野	14㎡
〃	1735番1	田	2257㎡
〃	1736番1	田	3486㎡
〃	1738番	田	567㎡
〃	1741番	原野	1151㎡
〃	1742番	宅地	925.00㎡
〃	1743番	宅地	2109.00㎡
〃	1743番2	雑種地	59㎡
〃	1744番1	宅地	4280.00㎡
〃	1744番2	原野	7㎡
〃	1745番	雑種地	550㎡
〃	1746番2	雑種地	238㎡
〃	1753番3	宅地	332.18㎡
佐賀県鳥栖市山浦町字四ノ坪	1837番1	宅地	274.51㎡
佐賀県鳥栖市山浦町字西田	1835番1	雑種地	518㎡
〃	1836番	山林	316㎡
〃	1838番1	宅地	4662.00㎡
〃	1838番2	山林	11656㎡
〃	1839番	山林	492㎡
〃	1875番2	原野	55㎡
〃	1876番	山林	433㎡
〃	1877番	山林	474㎡
〃	1878番	山林	205㎡
〃	1879番	山林	568㎡
〃	1880番1	宅地	4733.07㎡
〃	1881番1	山林	658㎡
〃	1881番2	山林	152㎡
〃	1882番1	山林	252㎡
〃	1882番2	原野	65㎡
〃	1883番	山林	271㎡
〃	1884番	山林	435㎡
〃	1886番1	原野	199㎡
〃	1895番1	宅地	5402.42㎡
〃	1895番5	宅地	366.69㎡
〃	1895番6	宅地	250.33㎡

〃	1910番1	雑種地	1107㎡
〃	1912番1	畑	724㎡
〃	1912番2	畑	194㎡
〃	1950番1	畑	642㎡
〃	1950番2	宅地	389.00㎡
〃	1950番3	原野	742㎡
〃	1950番7	宅地	844.81㎡
佐賀県三養基郡基山町大字長野字長ノ原718番66		雑種地	1077㎡
〃	718番108	雑種地	4.87㎡
佐賀県佐賀市三瀬村杠字床並2240番6		雑種地	87㎡
〃	2241番5	雑種地	131㎡
〃	2258番4	雑種地	87㎡
〃	2259番9	雑種地	197㎡

(2) 建物

所在 佐賀県鳥栖市弥生が丘二丁目135番地1、134番地1、136番地1、141番地1
家屋番号135番1

主たる建物 重症心身病院 鉄骨・鉄筋コンクリート造陸屋根ルーフイング`ぶき2階建

1階 4917.10平方米

2階 452.71平方米

符号12 作業所 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建

111.51平方米

符号16 作業所 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建

152.02平方米

符号17 診療所 鉄骨造陸屋根3階建

1階 764.67平方米

2階 760.47平方米

3階 748.47平方米

所在 佐賀県鳥栖市弥生が丘二丁目135番地1、141番地1
家屋番号135番1の2

主たる建物 障害者支援施設 鉄骨造陸屋根3階建

1階 1089.80平方米

2階 1062.82平方米

3階 731.82平方米

符号1 障害者支援施設 鉄骨造陸屋根3階建

1階 1023.45平方米

2階 1023.45平方米

3 階 1023.45 平方米

所在 佐賀県鳥栖市弥生が丘二丁目 135 番地 2、134 番地 2

家屋番号 135 番 2

主たる建物 グループホーム・事務所・店舗 鉄骨造かわらぶき 2 階建

1 階 207.35 平方米

2 階 168.20 平方米

所在 佐賀県鳥栖市弥生が丘二丁目 142 番地 1、141 番地 2

家屋番号 142 番 1

主たる建物 グループホーム 木造ルーフィングぶき平家建

267.30 平方米

所在 佐賀県鳥栖市弥生が丘二丁目 146 番地 8

家屋番号 146 番 8

主たる建物 グループホーム・駐車場 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建

1 階 419.59 平方米

2 階 405.21 平方米

所在 佐賀県鳥栖市山浦町字西田 1895 番地 1、1838 番地 1、1880 番地 1

家屋番号 1895 番 1

主たる建物 更生施設 鉄筋コンクリート造瓦葺平家建

2206.28 平方米

符号 1 更生施設 鉄筋かわらぶき 3 階建

1 階 942.49 平方米

2 階 936.19 平方米

3 階 587.77 平方米

所在 佐賀県鳥栖市山浦町字西田 1838 番地 2

家屋番号 1838 番 2

主たる建物 更生施設 木造合金メッキ鋼板葺平家建

183.01 平方米

所在 佐賀県鳥栖市山浦町字西田 1838 番地 2

家屋番号 1838 番 2 の 2

主たる建物 居宅 木造瓦葺 2 階建

1 階 62.10 平方米

2 階 62.10 平方米

符号 1 居宅 木造瓦葺平家建

43.06 平方米
符号 2 居宅 木造瓦葺平家建
43.06 平方米
符号 3 居宅 木造瓦葺平家建
43.06 平方米
符号 4 居宅 木造瓦葺平家建
43.06 平方米

所在 佐賀県鳥栖市山浦町字西田 1838 番地 2
家屋番号 1838 番 2 の 3
主たる建物 作業所 木造スレートぶき平家建
69.56 平方米

所在 佐賀県鳥栖市山浦町字西田 1950 番地 2、1950 番地 7
家屋番号 1950 番 2
主たる建物 作業所 木造かわらぶき平家建
330.48 平方米

所在 佐賀県鳥栖市山浦町字椿谷 1732 番地 1、1732 番地 3、1733 番地、1734 番地 1
家屋番号 1732 番 1
主たる建物 作業所 木造瓦葺平家建
187.72 平方米

所在 佐賀県鳥栖市山浦町字椿谷 1733 番地、1732 番地 3、1734 番地 1
家屋番号 1733 番
主たる建物 作業所 木造かわらぶき平家建
93.86 平方米

所在 佐賀県佐賀市三瀬村杠字床並 2234 番地 67
家屋番号 2234 番 67
主たる建物 店舗・倉庫 木・鉄筋コンクリート造亜鉛鋼板葺地下 1 階付平家建
315.96 平方米
地下 1 階 264.87 平方米
符号 1 展示館 木造亜鉛鋼板葺 2 階建
1 階 109.35 平方米
2 階 214.14 平方米
符号 2 店舗 木・鉄筋コンクリート造亜鉛鋼板葺地下 1 階付平家建
850.16 平方米
地下 1 階 635.02 平方米

符号 3 店舗 木・鉄筋コンクリート造亜鉛鋼板葺地下 1 階付平家建
 776.96 平方米
 地下1階 156.24 平方米
 所在 佐賀県佐賀市三瀬村杠字床並 2234 番地 67、2242 番地 7
 家屋番号 2234 番 67 の 2
 主たる建物 店舗 木造合金メッキ鋼板葺平家建
 140.77 平方米
 符号 1 作業所 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建
 99.27 平方米

 所在 佐賀県佐賀市三瀬村杠字床並 2234 番地 67、2234 番地 31、2242 番地 1、
 2234 番地 68、2254 番地、2256 番地 1、2258 番地 2、2242 番地 6、2234 番地 25
 佐賀県佐賀市三瀬村藤原字高山 3294 番地 105
 家屋番号 2234 番 67 の 3
 主たる建物 事務所 木造亜鉛鋼板葺平家建
 297.54 平方米
 符号 1 便所 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
 6.24 平方米
 符号 2 店舗 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
 382.82 平方米
 符号 3 店舗 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
 33.12 平方米
 符号 4 便所 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
 31.68 平方米
 符号 5 プロパン庫 コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
 19.61 平方米
 符号 6 ごみ置場 コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
 14.40 平方米
 符号 7 店舗 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
 20.34 平方米
 符号 8 店舗 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
 35.23 平方米
 符号 9 更衣室 コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
 19.44 平方米
 符号 10 物置 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
 19.87 平方米
 符号 11 店舗 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
 12.42 平方米
 符号 12 便所 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建

- 29.18 平方米
- 符号 13 事務所 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
78.96 平方米
- 符号 14 車庫 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
120.00 平方米
- 符号 16 作業所 木造セメントかわらぶき平家建
51.84 平方米
- 符号 17 倉庫 木造セメントかわらぶき平家建
38.88 平方米
- 符号 18 倉庫 木造スレートぶき平家建
38.88 平方米
- 符号 19 倉庫 木造スレートぶき平家建
38.88 平方米
- 符号 20 倉庫 木造スレートぶき平家建
38.88 平方米
- 符号 21 酪農舎 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
240.00 平方米
- 符号 22 酪農舎 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
338.49 平方米
- 符号 23 酪農舎 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
70.89 平方米
- 符号 24 ポンプ室 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
1.74 平方米
- 符号 25 店舗 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
21.29 平方米
- 符号 26 店舗 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
12.42 平方米
- 符号 27 便所 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
12.00 平方米

所在 佐賀県佐賀市大和町大字松瀬字苔谷 4248 番地 106

家屋番号 4248 番 106

主たる建物 陶芸舎 木造瓦葺平家建

129.60 平方米

所在 佐賀県佐賀市大和町大字松瀬字苔谷 4248 番地 216、4248 番地 106、

4248 番地 217、4248 番地 224、4248 番地 11、4248 番地 107

家屋番号 4248 番 216

主たる建物 作業所・店舗 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

328.39 平方米

符号 1 機械室 コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

26.93 平方米

符号 2 休憩所 鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建

307.87 平方米

符号 3 便所 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建

67.96 平方米

符号 4 作業所 木造セメントかわらぶき 2 階建

1 階 24.84 平方米

2 階 40.36 平方米

所在 佐賀県佐賀市大和町大字松瀬字苔谷 4248 番地 226、4248 番地 225、
4248 番地 224

家屋番号 4248 番 226

主たる建物 ホテル 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

1 階 298.07 平方米

2 階 252.70 平方米

符号 1 ホテル 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

1 階 246.20 平方米

2 階 232.65 平方米

符号 2 ホテル 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

1 階 212.38 平方米

2 階 212.38 平方米

符号 3 ホテル 鉄筋コンクリート造亜鉛鋼板葺地下 1 階付 2 階建

1 階 93.55 平方米

2 階 45.50 平方米

地下1階 74.75 平方米

符号 4 会館 鉄筋コンクリート造亜鉛鋼板葺 3 階建

1 階 673.73 平方米

2 階 290.47 平方米

3 階 34.64 平方米

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 3 4 条 基本財産を処分し、又は、担保に供しようとするときは、理事会において理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を得て、佐賀県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、佐賀県知事の承認は必要としない。

1 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

- 2 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第35条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は、確実な有価証券に換えて保管する。

（事業計画及び収支予算）

第36条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎会計年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会において理事総数（現行数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- （1）事業報告
- （2）事業報告の附属明細書
- （3）貸借対照表
- （4）収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- （5）貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- （6）財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第二条の三十九に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- （1）監査報告
- （2）会計監査報告
- （3）理事及び監事並びに評議員の名簿
- （4）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- （5）事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第38条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第39条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第40条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は、権利の放棄をしようとするときは、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第7章 解 散

(解散)

第41条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第43条 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第44条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、佐賀県知事の認可(社会福祉法第45条第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を佐賀県知事に届け出なければならない。

第 9 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 45 条 この法人の公告は、社会福祉法人若楠の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 46 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	横尾英彦
理事	横尾貞美
理事	松田弘道
理事	橋本正
理事	古野瞭
理事	白水保市
理事	大石政隆
監事	田中寛治
監事	初村広次

この定款は昭和52年5月25日より施行する。

昭和53年	6月15日	一部改正	平成15年	7月1日	一部改正
昭和56年	7月18日	〃	平成16年	3月8日	〃
昭和57年	7月6日	〃	平成16年	3月31日	〃
昭和61年	3月7日	〃	平成17年	3月24日	〃
昭和61年	11月19日	〃	平成17年	7月15日	〃
昭和63年	8月12日	〃	平成18年	6月6日	〃
平成2年	11月9日	〃	平成18年	9月29日	〃
平成3年	7月8日	〃	平成19年	6月18日	〃
平成3年	11月11日	〃	平成19年	10月12日	〃
平成6年	7月26日	〃	平成20年	3月10日	〃
平成7年	3月30日	〃	平成20年	12月2日	〃
平成9年	4月21日	〃	平成21年	4月1日	〃
平成9年	12月10日	〃	平成22年	9月22日	〃
平成10年	8月11日	〃	平成23年	1月20日	〃
平成11年	8月9日	〃	平成23年	2月16日	〃

平成14年 3月22日 " 平成23年 3月25日 "
平成15年 2月 5日 "

附 則

この定款の改正は、佐賀県知事の認可の日から施行する。ただし、定数増による理事・評議員の任期は、定款第7条第1項の規定にかかわらず平成25年5月30日までとする。

平成24年 1月24日	一部改正	平成26年 2月 3日	一部改正
平成24年 3月30日	"	平成26年 6月30日	"
平成24年 7月 6日	"	平成27年 1月 9日	"
平成25年 2月 4日	"	平成27年 6月23日	"
平成25年 3月29日	"	平成27年 8月18日	"
平成25年 7月25日	"	平成28年 6月 1日	"
平成25年11月29日	"	平成28年12月 2日	"
平成26年 1月31日	"		

附 則

(平成29年2月24日佐賀県知事認可)

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

平成30年 6月15日 一部改正